

「今後の治水対策のあり方について」 中間取りまとめ(案)の概要

(第11回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議(H22.7.13 開催))

- ◆ 中間取りまとめ(案)内容
 - 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換として、個別ダムの検証に当たって共通の評価基準(案)が有識者会議から公表 ※パブコメのうえ、9月上旬目途に基準決定
- ◆ 府域に係る検証対象ダム
 - ・大戸川ダム
 - ・川上ダム
 - ・丹生ダム

※天ヶ瀬ダム再開発は施設増強目的のため検証対象外
- ◆ 検討結果の国交大臣の判断目途
 - ・検討主体(整備局・水資源機構他)は、対応方針(案)を国交大臣に報告
 - ・国交大臣は、有識者会議の意見を聴き、対応方針を決定
 - ・決定時期の目途は、早ければ来年概算要求時点を想定
- ◆ 情報公開・意見聴取等
 - ・「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置
 - ・「検討の場」の公開など情報公開の実施、主要な段階でのパブリックコメントの実施
 - ・関係地方公共団体の長の意見聴取

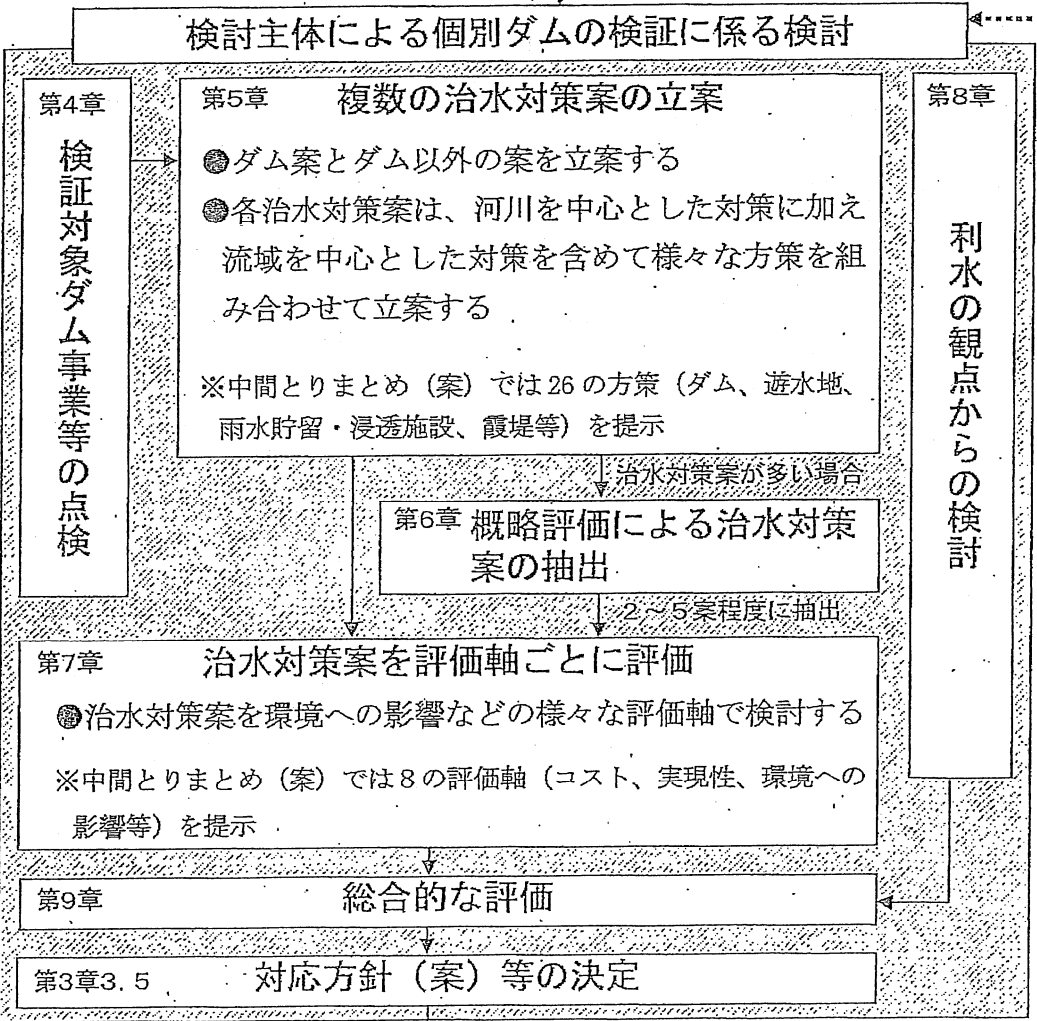
検証過程において、関係地方公共団体の意見が聴取され、対応(案)に反映されるよう、流域自治体会議での議論を通じ、国に要請

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）の概要

第1章 今後の治水対策の方向性	
1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化	1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方
1. 2 治水目標と河川整備の進め方	1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上
1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方	

第2章 個別ダム検証の理念	
2. 1 検証の背景	2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

第3章 3.2 国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請



第3章3.4
 検討主体は、次のような進め方で検討を行う

- 関係地方公共団体からなる検討の場の設置
- 情報公開、パブリックコメントの実施
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

第3章3.5
 検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)等を決定する

第10章10.1 検討主体から本省への検討結果の報告

